2016年2月

各　位

京都社会福祉事業企業年金基金にかかる取扱い規程の

「加入者範囲の改定モデル」のご案内

先日、ご案内いたしました福祉医療機構の制度改正にともなう当基金の第2制度の導入に関して、以下の通り、加入者範囲の設定について追加の案内をいたします。

基金への加入者範囲について、福祉医療機構の加入と連動する設定をしている場合は、規程文の変更が必要となりますので、必要箇所の改正等をお願いいたします。

（1）モデル文のポイント

|  |
| --- |
| ・このモデルで想定している対象の法人は、次の通りです。  （1）第2条第1項で定める加入者の範囲において、福祉医療機構の加入者を加入要件にしている法人  （例：第2条第1項）  「基金への加入者の範囲は、厚生年金被保険者である者のうち、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している者。」  （2）制度改正後の新規採用者等は、福祉医療機構の制度に加入をさせない（加入止め）選択をした法人  ・福祉医療機構に加入していない者（制度改正以降の採用者など）を加入者の範囲とする場合は、福祉医療機構の加入基準を準用しない限りは、法人の就業規則等を引用した条文にしなければなりません。 |

（2）変更いただく条項

|  |  |
| --- | --- |
| 第2条　第1項 | 基金への加入者の範囲を定める条項です。 |

（3）留意いただきたい点

・加入者の範囲設定は、職員間で恣意的な差がないように定めてください。

・規程の改正とあわせて、新旧対照表の作成も必要となります。

・制度改正にあわせて加入の対象範囲を少なくする場合は、「給付減額等」として国の指導を受ける場合があります。

（例）福祉医療機構の加入基準と同じにしていたため、正規、非正規職員を対象にしていたが、正規職員のみを対象とすることに変更をした。

（4）その他

・モデル規程では、福祉医療機構の制度は、「社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度」と表現しています。

（モデルは次項をご覧ください）

|  |
| --- |
| 作成モデル：取扱い規程第2条第1項 |

|  |
| --- |
| ［1］基金への加入基準を福祉医療機構の加入基準と同じ基準としたモデル |
| ・福祉医療機構への加入の有無は関係無く、加入要件のみを福祉医療機構に準じています。  →要件1：雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）  要件2：1年以上の雇用期間を定めて使用される職員で労働時間が正規職員の2/3以上  要件3：1年未満の雇用期間の者が、期間の更新により1年を経過した職員の内、「要件2」の労働時間の基準を満たしている者 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (加入者) | |  |
| 第2条 | **基金への加入者の範囲は、厚生年金被保険者である者のうち、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度の加入要件に準じて、その加入要件に適合する者。** | |

|  |
| --- |
| ［２］制度改正後、既加入者以外は正規職員のみを加入者範囲とするモデル  ＊「既加入者」：2016年3月末日までの加入者（福祉医療機構の加入者であること）  ＊「制度改正後」：2016年4月１日以降の加入者（正規職員であること） |
| ・福祉医療機構の加入者は、労働条件により非正規職員等も加入対象となっています。  ・制度改正以前に基金へ加入している正職員以外の職員がいる場合は、加入者保護等の対策として、正職員以外の者うち、すでに基金に加入している者も加入対象に含みました。  ・例えば、改正後に非正規職員を加入対象から除外するように加入者範囲が縮小になる場合は、管轄の厚生労働省の審査に時間を要することがあります。  ・加入者保護も含め、既加入者については加入を継続するモデルをご提案いたしましたが、加入対象者を減少することに対しては慎重に対応する場合があることにご留意ください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (加入者) | |  |
| 第2条 | **基金への加入者の範囲は、厚生年金被保険者である者のうち、次に定めるいずれかに該当する者とする。**  **（1）就業規則第●条第●項に定める者（以下、「正職員」という。）**  **（2）社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している者** | |